

コミュニタリアニズムのために 概念の再規定

橋本 努

I. はじめに

日本のコミュニタリアニズム研究において先駆的かつ独自の貢献をなしてきた中野剛充さん（1971年7月生まれ）は、将来を嘱望されながらも、2013年9月8日（推定）に42年間の人生を閉じられた。大学院修士課程以来、研究のほぼすべてをコミュニタリアニズムに捧げてきた中野さんは、私にとって第一の研究仲間であり、1995年からごく最近にいたるまで、坂口緑さんらとともに「(チャールズ・) テイラー研究会」を運営してきた。同研究会は私たちにとって「善き生」を探求するコミュニティでもあった。中野さんのご冥福を心から祈りたい。

日本におけるコミュニタリアニズム研究は、これまでリベラリズムのそれに比して後れをとっていたため、私たちも当初はその咀嚼を優先したが、その後、マイケル・サンデルの「ハーバード白熱講義」が日本でもテレビ等で成功をおさめると、研究の広がりを見せはじめた。中野剛充〔2007〕はその先駆的な業績であり、その後、小林正弥・菊池理夫編〔2012〕および菊池理夫・小林正弥編〔2013〕の刊行等によって、日本のコミュニタリアニズムは一応の到達点を示したように思う。こうした研究によって、しだいに明快になった重要な事柄が一つある。すなわち「リベラル・コミュニタリアン論争」において、リベラリズムに対する対抗軸を打ち出してきたコミュニタリアニズムの思想的内実が、リベラリズムと矛盾しないという点である。両思想はいわば構造的カップリングをなしている。

コミュニタリアニズムにとってリベラリズムは必要不可欠であり、リベラリズムにとってもコミュニタリアニズムは必要不可欠である。このような相互補完的要請は、同論争の一応の終着点と言えるのではないか。むろんかかる終着点を超えて、コミュニタリアニズムに独自の意義を探ることもできる。以下ではリベラル・コミュニタリアン論争の核心を踏まえつつ、「平凡な／斬新な」コミュニタリアニズム、あるいは「誇大的な／限定的な」コミュニタリアニズムの区別を視軸に、同思想の可能性を展望したい。

II. 意義深いコミュニタリアニズムとは

従来のリベラリズムは、諸々の社会政策を正統化する際に、相互に拮抗する価値判断の要素をできるだけ避け、「公正としての正義」に基づく人々の合意に訴えてきた。もちろん、すべての基底判断基準を「公正としての正義」に求めることはできないだろう。コミュニタリアニズムの批判に従えば、リベラリズムが提案する諸政策を正統化するためには、私たちの「善き生」に対する価値判断も含まれるはずであり、また共通善に対する私たちの理解を育まなければ、その正統性は強固なものにならない。例えば「所得の再分配政策」について考えてみよう。最も恵まれない人々に最大の利益をもたらすべきであるという分配原理（格差原理）は、合理的に判断することのできる人々のあいだで成立する合意にもとづいて、これを「正義」の観点から正統化することができる。ところがこの同

じ所得再分配政策は、恵まれない人々に対する慈恵や救済といった「共通善」の観点からも正統化することができる。所得の再分配政策は、いずれによっても正統化することができるのであり、しかも両者による正統化論の違いは、実際の分配率に差をもたらすわけではない。コミュニタリアニズムのほうがりベラリズムよりも分配率を上げる方向で発想するわけではない。両思想はそれぞれの仕方、同じ政策を擁護することになるだろう。

より詳しくみると、所得の再分配政策に対するリベラルな正統化は、理論的かつ厳密な仕方、構成されるものの、それ自体としては実践的にゆるぎない基盤を与えるわけではない。実践的正統化においては、人びとの集合的なアイデンティティ感情が動員されなければならない。他方で、同政策に対するコミュニタリアン的な共通善による正統化は、実践者の共同体的アイデンティティを育むがゆえに、実際の運営において強固な基盤を与えると期待できるが、共通善に対する人々の意見が食い違う場合には、諸価値の闘争状態が生まれ、正統性の基盤が掘り崩される危険性をあわせもつだろう。コミュニタリアニズムとは、いわば諸刃の剣である。それは所得再分配政策の実践的正統性を強化すると同時に、その正統性を危険にさらす。こうした状況を、私たちは、リベラリズムとコミュニタリアニズムのカップリングとして捉えることができる。所得再分配のリベラルな正統化は、共通善によるアイデンティティの備給によって強固なものへと補完しうるが、その補完が価値の闘争をもたらす場合は、その闘争を調停すべく、高次のリベラルな原理によって再び正統化されなければならない。逆に、所得分配のコミュニタリアン的正統化は、その説得性を、リベラルな原理によって補完することができるが、それが実践において堅固なものとなるためには、リベラルな原理を包摂する高次の共通善によっ

て、再び正統化しなければならない。

このようにリベラリズムとコミュニタリアニズムが互いに他を補完物とみなす事態は、一步引いてこれを冷静に捉えると、両思想の折衷形態を示唆しているだろう。例えばサンデルのように、共通善を擁護する際、多数派の見解とは異なるそれを擁護しつつ、多数派が望む共通善に対しては「個人的権利の優位性」を認めるというスタンス⁽¹⁾は、もはやたんなるコミュニタリアンではなく、リベラル・コミュニタリアニズムと呼ぶにふさわしい。リベラリズムとコミュニタリアニズムの言い分を等しく認めるならば、私たちは両陣営の折衷によって最適な思想形態に至りつくように思われる。

むろんこのような折衷にもさまざまなバリエーションがあり、そのなかで真に骨のある思想原理を見つけることは難しい。コミュニタリアニズムは一般に、存在論や方法論において温和な全体論を採る点でリベラリズムと区別される。またコミュニタリアニズムは、規範的には個人主義と集合主義の中間的において、やや集合主義的な立場をとり、また卓越主義（完成主義）を志向する点でも、規範的個人主義と物質主義（非卓越主義）を志向するリベラリズムとは区別される⁽²⁾。これらの違いは一見すると大きいのが、両思想の内部における多様性に目を向けるなら、さほど大きいとはいえない。コミュニタリアニズムは、例えば所得再分配政策において、規範的個人主義に基づくベーシック・インカム制度の導入に反対し、むしろ弓道や剣道などのスポーツにおいて集合的に卓越するための、実質的な機会や制度を再配分すべき基本財として求めるかもしれない。けれどもそのような提案は、卓越主義的なリベラリズムによっても正統化することができる。基本財の構成要素を、生の「完成」に向けての機会と解することは、リベラルな立場からも提言することができる。あるいはコミュニタリアニズムの陣営からも、ベ

ーシク・インカムを支持する見解も見られる。こうした状況を踏まえると、問題は、リベラリズムとコミュニタリアニズムのあいだの違いではなく、両陣営の多様性のなかで、どのリベラリズム、ないしどのコミュニタリアニズムを意義深いものとして理解するのか、という点にあるだろう。以下では、どのようなコミュニタリアニズムを意義深いものとして理解するか、という点に問題を絞りたい。

Ⅲ. コミュニタリアニズムの独創性

コミュニタリアニズムのなかには、近代以前の伝統的共同体を理想視するタイプもあるが、主流派のコミュニタリアンたちはむしろ近代の倫理性を擁護してきた。チャールズ・テイラーが示したように、近代においては、超越論的な主体を中核にすえる政治思想とは別に、「表現主義」や「ほんもの（オーセンティシティ）」など、さまざまな要素が近代人を形成してきた。コミュニタリアニズムは、超越論的主体に抗して、こうした近代人の別様の倫理性を称揚する。むろん、かかる倫理的自我の諸源泉は、それ自体としてはこの思想に新しい理論や政策論をもたらしたわけではない。理論的・政策論的にみて私が意義深いと思うのは、こうした諸々の要素を踏まえて提案される、コミュニタリアニズムの「第三の道」的な発想である。例えば、夫婦別姓の問題に対して、ある種のコミュニタリアニズムは、伝統的な仕方でも夫婦同姓を擁護するのではなく、また進歩的な仕方でも別姓を擁護するのではなく、「夫婦は婚姻に際して共通の新姓を創設しよう」と提案するであろう⁽³⁾。また、出生前診断については、子どもを選択する自由を認めるリベラルと、それを認めない伝統主義のあいだにあって、コミュニタリアニズムはこの診断を認めつつも、障害をもって生まれた人々を真に尊重するような制度を確立しようと企てるだろう⁽⁴⁾。このようにコミュニ

アニズムは、選択の自由と共通善（絆や弱者救済）の両方を重視する「第三の道」的な発想をする。この他にも、これは仮想例にすぎないが、義務教育の現場で国歌斉唱（共通善）を強制することができるかという問題に対しては、コミュニタリアニズムは、そもそも国歌の中身を民主的に決定する立法過程を確立してこれをいつでも変更できるような制度のもとでは、国歌斉唱を正統な仕方でも強制できるとみなすかもしれない。コミュニタリアニズムは、たんにリベラリズムと全体主義（ないしコミュニズム）の中間に位置する妥協的思想ではなく、独創的な仕方でも第三の政策を提案する点に、思想的な意義をもっている。

コミュニタリアニズムの意義を捉えるもう一つの視点として、自己解釈的存在をめぐる議論がある。サンデルがロールズ批判において中核に据えた「自己解釈的存在」の理念は、チャールズ・テイラーが近代人のもう一つの源泉として理解したものであり、それはたんに、ある包括宗教や伝統社会などの価値体系のなかで意義ある人生を与えられる存在ではなく、自主的な自己解釈活動を通じて孤独と無気力を脱し、人格的な関係のなかで「善き生」を育むことができる存在とされる。そのような共同志向の存在は、あらかじめ与えられた価値に包摂されることを望むのではなく、むしろ、解釈に値する価値の多様性と不特定性のなかで、気力に満ちた善き生を見出すことになる。例えばテイラーによれば、「自分にとってほんものの生き方はなにか」という問いへの応答は、あらかじめ外部の共通善をつうじて与えられるのではなく、その主体の解釈実践を通じて形づくられるのであり、解釈実践それ自体が善き生を可能にする。たとえその背後に共通善を体系化した宗教が想定される場合にも、宗教はコミュニタリアニズムの独創性にとって必然的なものではない。自己解釈活動を中核に据える「解釈活動型

のコミュニタリアニズム」は、共通善の中身を括弧に入れる限定的な企てであり、共通善を体系化した倫理・宗教（包摂型のコミュニタリアニズム）とは独立の意義をもつ。それは一方では、安易な信条倫理にもとづく共同体活動を認めず、当事者に自己解釈責任を求めると同時に、他方では、自己解釈の末にコミュニティを離脱する自由を認めうる。かかる結果の偶有性すらも、コミュニタリアニズムは共通善の豊かな資源とする点で、独自の哲学を宿しているだろう。解釈活動型のコミュニタリアニズムは、社会政策においては、実体化された共通善を求めるといよりも、例えば人びとがさまざまな公共空間においてさまざまな語り（スピーチ）をすることや、郷土史や家族史などの編纂作業を求めらるだろう。

以上の二つの要素、すなわち「第三の道型」と「解釈活動型」を組み合わせたところに、現代コミュニタリアニズムの意義深い特徴があると私は考える（表1を参照）。第一の要素を欠くとき、コミュニタリアニズムは凡庸な折衷思想となり、第二の要素を欠くとき、それは共通善の誇大な体系となる。今後コミュニタリアニズムの内部で、この第三の道型の発想がどのようなバリエーションをもちうるのかを検

討することは有意義であるかもしれない。コミュニタリアニズムは「共通善」なるものを、選択肢の一つとして認める制度を求めるのか、新たに創設すべき価値として求めるのか、民主的手続きによって採用すべき価値として求めるのか。こうした検討から、どのコミュニタリアニズム政策が望ましいのかを争うことができよう。もう一つの論点として、しばしばコミュニタリアニズムは、「状況に位置づけられた自我（situated self）」の意義を強調するが、「第三の道」的な発想において、そのような自我は必ずしも中核的な基礎をなすわけではない。解釈活動の主体たる自我について、コミュニタリアニズムはもっと複雑な理解をしているはずである。またその解釈活動のあり方にもバリエーションがあるはずである。節を改めて検討したい。

IV. 解釈活動の優位

コミュニタリアニズムは、従来の「自発的結社（ゼクテ＝アソシエーション）」対「国家（強制加入の暴力装置、アンシュタルト）」という二項軸を超えて、「地域の自治会」や「家族」に注目しつつ、倫理の諸源泉を明らかにしてきた。コミュニティには、基礎的で運命を共にする「家族」、派生的で自発的に形成ないし

表1 意義深いコミュニタリアニズムの位置

	伝統主義（共同体）	「第三の道」的発想	進歩主義（市民派）
原子論（アトミズム）	排除された主体 マイノリティ	市場機能の再発見 （福祉多元主義）	主体の合意に基づく 合理的制度の構築
解釈活動（人格的 関係性に基づくエン パワメント）	伝統社会における祝 祭の空間	意義深いコミュニタ リアニズム（その独 創性）	アソシエーションの 形成
包摂する／される 関係にもとづく共 同社会の実体化	共同体主義	家産制国家	生の脆弱性への合理 的配慮（福祉社会）

解体される「結社」、あるいは想像的に共有される「ネイション」などに至るまで、さまざまな種類がある。コミュニタリアニズムの卓見は、共通善の源泉が、自発的に紐帯を結ぶことのできる自我にあるのではなく、状況に位置づけられているがゆえに、一定の負荷をすでに負った自我にあることを指摘した点にあるだろう。しかし「状況に位置づけられた自我 (situated self)」は、その文脈拘束性によってのみ倫理の源泉を得るのではない。例えば自治会は、人がある場所に暮らせば、なかば強制的に所属させられるという意味で文脈拘束的であるが、人びとは転居を通じてその拘束性から逃れることができる。あるいは家族は、それがいったん形成されれば文脈拘束的であるとしても、形成する行為それ自体は主体を新しい文脈に位置づける解釈実践を含んでいる。自治会は多くの場合、人びとが既存のコミュニティへ帰属することを要請するものの、選択と移動の可能性があるという点では運命的なものではない。また家族はその創設において運命的なものとは言えず、自由な意志に基づく一方、解消することが容易ではないという点で文脈拘束的である(表2を参照)。「自治会」と「家族」はそれぞれ異なる文脈拘束性をもつが、いずれもたんなる運命共同体にも自発的結社にも解消されないコミュニティであり、それに固有の性質から倫理的源泉を宿している、というのが私の理解である。

しばしばコミュニタリアニズムは、基礎的な集団が個人を文脈に拘束するものであると捉え、かかるコミュニティを自由なアソシエーションと区別して称揚するが、家族や自治会

は必ずしも文脈拘束的ではない。基礎集団に所属する自我は、「位置づけられた自我」であると同時に、自らを「位置づける自我 (situating self)」でもあり、「位置を変更する自我 (place-transferring self)」でもありうる。コミュニタリアニズムは基礎的な倫理性的の源泉として、すでに「位置づける自我」や「位置を変更する自我」を要請しているはずであろう。「位置づけられる」ことと「位置づける」ことは、倫理的自我の弁証法をなしている。このように解釈するならば、コミュニタリアニズムにおいては「位置づけられた自我」よりも「解釈活動をする自我」のほうが、基底のかつ優先的に扱われべき理由をもつだろう。

解釈活動の優位は、ある文脈がすでにもっている深い価値を共通善としてわがものとするよりも、さまざまな断絶を含む文脈のなかで、解釈活動を営む過程それ自体に共通善が宿ることを示唆している。共通善とはこの場合、解釈活動を通じた生のエンパワメント(無気力な孤立人の克服)であり、自らの潜在的可能性に気づくことである。それは孤立した人間の覚醒ではなく、人々のつながりのなかで育まれた潜在的可能性である。コミュニタリアニズムは、このような自我の位置づけをめぐる受動と能動の弁証法を可能にする基礎集団のうちに、コミュニティの倫理的源泉を見出すことができる。

このような理解はまた、コミュニタリアニズムの国家観にも重要な示唆を与えるだろう。誤解も多いが、コミュニタリアニズムはたんにナショナリズムを称揚する思想ではない。コミュニタリアニズムの国家観に独創性があるとすれ

表2 家族と自治会の特徴

	その都度の創設	既存のものへの所属
移動(退出)しやすい	サークル等	自治会
解消は容易ではない	家族	家制度等

ば、それは国家というものを、あたかも「自治体」や「家族」のような基礎集団（ただし運命的なものではない）であると捉え、そこにおいて「位置づけられた自我」と「位置づける自我」の弁証法がみられる場合に倫理的な母体たりうる、と発想する点にあるのではないか。このような発想が意義をもつのは、とりわけ移民やその他のマイノリティの観点から、国家の倫理的正当性を考える場合である。移民やその他のマイノリティにとって、国家は強制所属のアシシュタルトではなく離脱可能なコミュニティ

でありうる。にもかかわらず移民その他のマイノリティは、自らの解釈活動を通じて、国家のなかに自身の倫理的源泉を見出すことができる。コミュニタリアニズムはこのように、倫理国家の正当性を運命的ではない基礎集団の共同性から導き出すところに、意義深い貢献をなしていると考えられる。コミュニタリアニズムを別様に理解することもできるが、ならばどのバージョンが意義深いのか、その内実をめぐって議論を続けなければならない。

註

1. 小林 [2013: 106] による紹介を参照。
2. 小林 [2013: 22, 24] の二つの図を参照。
3. 青木 [2002: 210]
4. 林 [2013]

文献

- 青木孝平 (2002) 『コミュニタリアニズムへ』 社会評論社。
林真理 (2013) 「生命倫理とコミュニタリアニズム」 菊池理夫・小林正弥編 (2013) 所収。
菊池理夫 (2011) 『共通善の政治学』 勁草書房。
菊池理夫・小林正弥編 (2013) 『コミュニタリアニズムの世界』 勁草書房。
小林正弥・菊池理夫編 (2012) 『コミュニタリアニズムのフロンティア』 勁草書房。
小林正弥 (2013) 「マイケル・サンデルとリベラル—コミュニタリアン論争」 菊池理夫・小林正弥編 (2013) 所収。
中野剛充 (2007) 『テイラーのコミュニタリアニズム』 勁草書房。